

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
9月21日
(火曜日)

目次

○規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一

指定介護老人福祉施設（長寿社会課）の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二

介護老人保健施設（長寿社会課）の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二

介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二

指定介護療養型医療施設（長寿社会課）の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………三



養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八十号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八十一号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八十二号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第八十三号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第八十四号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第八十五号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年山口県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第八十六号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

第十三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。



山口県告示第二百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年九月二十一日から同年十月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄溶接工業株式会社
住 所 東京都江東区東陽二丁目四番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄溶接工業株式会社光工場
所在地 光市浅江四丁目二番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 (t/日)	力	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	動 の 概 要

備考	「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。
六六	三五 令和三、二〇 令和四、二三 令和四、一四 連 続二四時間 変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六六	一	〇・五	五六
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
シアン化合物分解施設 ワイヤ排水処理設備	鉄筋コンクリート及び鋼板製	三七〇	中和・凝集沈殿	〃	二四時間	〃	(既)		(設)
シアン化合物分解施設	ポリエチレン製	五〇	凝集沈殿	連続	六時間	概			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	処 理 前	処 理 後	通 常 最 大	通 常 最 大	
シアン化合物分解施設	八・五	七	八	〇・五	四・五
ワイヤ排水処理設備	二	七	二	〇・一	〃
処理後	七	七	八	〇・一	〃
処理前	七	七	八	〇・一	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
水素イオン濃度(水素指数)	八・六	七	〃
化学的酸素要求量(mg/l)	二二〇	二二	〃
浮遊物質質量(mg/l)	二四	二〇	〃
鉍油類(mg/l)	二五	三	〃
窒素	一〇	二二	〃
リン	一	二二	〃

No. 6	No. 5	No. 1
排	排	排
水	水	水
口	口	口
〃	〃	七
〃	〃	八、六
七	一四・一	七
九	一八・二	九
一〇	一六	一〇
二〇	二三	二〇
三	二	三
一	六・五	一
二	一三・一	二
〇・一	〇・三六	〇・一
〇・二	〇・六九	〇・二
二〇	四二七・一	二二五
四〇	五〇一・二	二五〇

令和三年九月二十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁